

落合第三小学校いじめ防止基本方針

新宿区立落合第三小学校は、いじめ防止対策推進法及び文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針、新宿区いじめ防止等のための基本方針に基づき、「落合第三小学校いじめ防止基本方針」を定めます。

1 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

2 組織

・「いじめ対策委員会」

構成員：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、当該学年主任、当該クラス担任、養護教諭、スクールカウンセラー

3 未然防止のための取り組み

◎人権教育、道徳教育、体験活動の充実

- ➡ ・募金活動の実施、道徳の時間や全教育活動を通じての道徳教育
- ・地域人材や教材を活用しての体験活動の実施
- ・全校朝会における校長講話

◎児童による主体的な取組みの支援

- ➡ ・学期始めに行う「あいさつボランティア運動」
- ・異学年で構成するたてわり班による集団活動、代表委員会による自治活動

◎保護者・地域との連携

- ➡ ・ふれあい月間に行う民生・児童委員さんとのあいさつボランティア運動
- ・地域協働学校、学校運営協議会での情報交換

◎情報モラル教育、セーフティ教室の充実

- ➡ ・専門企業による教員研修及び第5学年対象に出前授業の実施
- ・家庭への啓発資料提供

◎教職員の意識



- ・いじめに関する研修会の実施、いじめの理解
- ・年度初めの引継ぎ、生活指導全体会等での児童理解、共通認識
- ・生活指導部会での情報交換
- ・いじめ再発防止に向けた、いじめ対策の取組みの点検と改善

4 早期発見のための取り組み

1. 学期一回の実態把握のための児童アンケートの実施

(6月、11月、2月ふれあい月間)

→いじめ実態聞き取りシートへの記入とファイリング

2. hyper-QUによる児童の実態把握(4～6年生) 年2回

3. 生活指導部会、学年会、校内委員会による情報の共有

◎月一回の生活指導部会内でいじめ問題への取り組み、現状について確認

※状況に応じて当該児童の担任も参加する。

◎週一回の学年会でいじめ問題、不登校児童の現状を確認

→細かい内容についても、学年会や部会で確認されたことについては、必ず生活指導主任、管理職へ報告し、共通理解を図る。

◎相談室の設置

→スクールカウンセラーによる面接相談及び電話相談の窓口により、児童及び保護者からの相談を受けるとともに、関係機関との調整を図る。

〈初期サインを見のがさないために〉

○学校での日常チェック

- ・学級で…学級での様子や保護者からの連絡、グループ活動での様子、授業、休み時間など
- ・保健室で…身体的な傷や健康状況、本人からの相談
- ・校内で…廊下、階段、校庭、登下校時の様子

○各家庭でのチェック

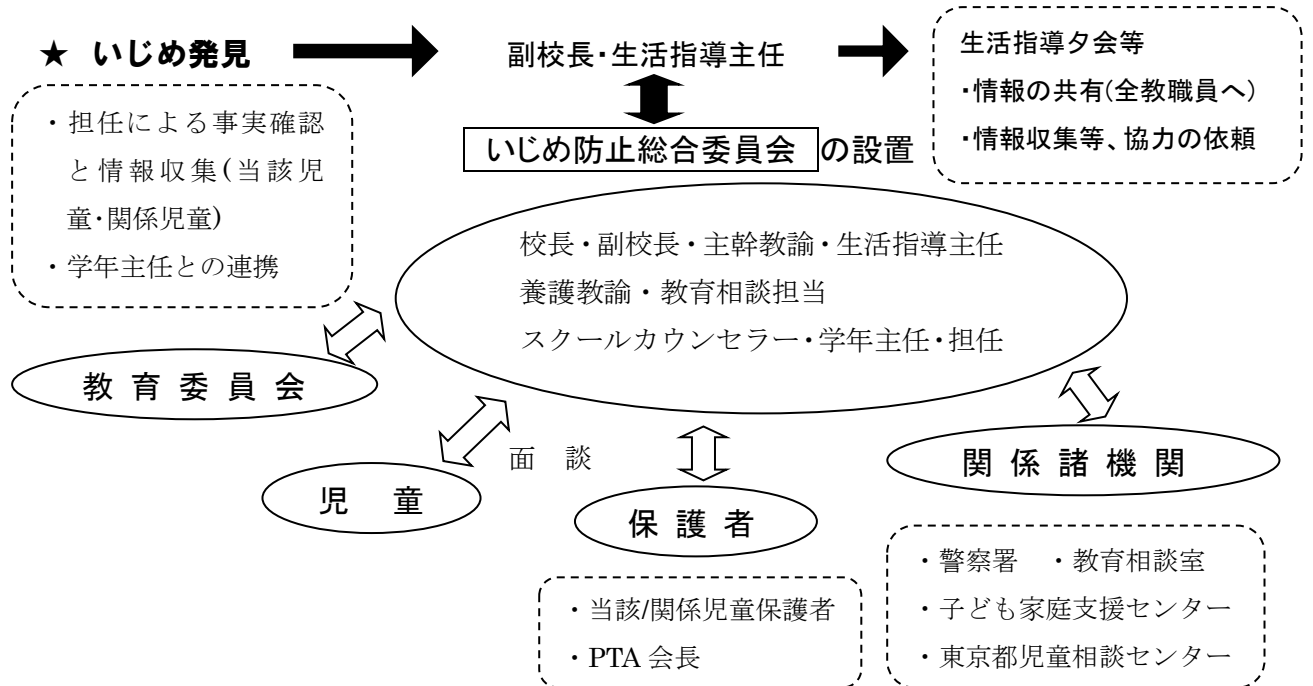
身体の異常、金品の持ち出し、食事の仕方、全体的な様子

○地域との連携

児童館や公園などでの遊び

5 早期対応のための取組み

【校内体制】



- ・いじめに関する教職員の研修の実施（事例研究・カウンセリング研修 等）

6 重大事態への対応

◎教育委員会との連携、調査

- ・いじめ防止総合委員会を中心とした校内対応について、時系列に報告。
- ・教育委員会との連携・協議のもと、迅速かつ丁寧な児童、保護者等へ対応。
（プレス対応、臨時保護者会、配布物、連絡、聞き取り等）

◎いじめを受けた児童やその保護者、その他の児童の心のケア

- ・校内の組織的な対応
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生かした対応

- ◎必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

7 学校評価

◎学校のいじめ防止等の取組みの評価と改善

- ・学校中間評価や年度末評価で取組みについて評価、改善。
- ・保護者評価

◎地域協働学校運営協議会や PTA との連携

いじめ・不登校に対する組織的な取り組み

1 6, 11, 2月のふれあい月間において実態把握アンケート調査を実施する。

①生活指導主任より提案。各クラスでアンケート調査、児童への聞き取りを実施する。アンケートを担当が確認し、結果を生活指導主任に報告する。(大きなものや緊急性のあるものは管理職にも報告する。)

②生活指導主任が学校全体の確認・把握を行い、管理職・区教委へ提出。

※ 長欠児童、いじめを受けている児童については児童名・状況（理由）・指導内容を明記する。

③いじめ、不登校の実態について、生活指導夕会時に全教職員へ報告するとともに各担任より状況を説明し、共通理解を図る。

2 hyper-QU を実施する。

①担当より提案。第4学年以上各クラスで実施する。

②担当が業者と連絡を取り合い、結果を受け取る。

③結果を各担任に返却し、分析する。

④全教員で **hyper-QU** の結果を基に、児童理解のための研修会を実施する。

⑤児童に振り返りシートを記入させ、保護者に返却する。

2 学年会で、いじめ・不登校への取り組み、現状について確認する。

※週に1回は、学年間で話題にし、素早く、丁寧に、組織的に対応できるようにする。

3 毎月の生活指導部会の中で、いじめへの取り組み、現状について確認する。

※必要に応じて当該児童の担任にも参加してもらう。

学年会で確認されたことについては、必ず生活指導主任、管理職へ報告し、共通理解を図るようにする。